

売店及び自動販売機の設置運営者  
公募型企画競争（プロポーザル方式）の公示

令和6年4月1日からの当病院における患者、入所者及び職員等（以下「患者等」という。）のための売店及び自動販売機の設置運営者（以下「運営者」という。）を公募型企画競争のプロポーザル方式で公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書を提出願います。

令和5年11月16日

経理責任者  
独立行政法人地域医療推進機構北海道病院  
院長 古家 乾

## 1 事業の概要

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議の上運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店及び自動販売機の設置運営の全般を実施する。

### (1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院における売店及び自動販売機の設置運営事業

### (2) 事業内容

患者等のための売店及び自動販売機の設置運営の全般

### (3) 貸付（運営）期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』及び『賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し更新はしない。

※ただし、令和6年3月31日までの間に、現運営者による引き継ぎを受けるとともに、運営に向けた諸準備を行うこと。（当該引き継ぎに係る費用は新運営者負担とする。）

### (4) 選定方法

落札決定は、プロポーザル方法をもって行う。

## 2 企画競争参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に基づき、次の①、②又は③のいずれにも該当しない者であること。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行なった者

- ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者

- (2) 厚生労働省から競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、北海道地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 厚生労働省から競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA・B・C等級に属していること。また、(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に北海道地域における「役務の提供等」においてA・B・C等級に属していること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (7) 契約事務細則第4条第4号の規定に基づき、経理責任者が定める資格として次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険

② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③ 船員保険

④ 国民年金

⑤ 労働者災害補償保険

⑥ 雇用保険

(注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。)こと。

- (8) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。
- (9) 札幌市内に本店または支店等を有する法人であること。
- (10) 法人等を設立して10年以上経過しており、過去に300床以上の病床数を有する病院の同業務について各々良好な運営実績が5年以上あること。
- (11) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- (12) 参加資格確認のための提出書類について
- ① 応募申込書、運営実績状況、法人概要書、見積書(別添の様式による)
  - ② 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務提供等」のA, B, Cの等級に格付けされ北海道地域の競争参加資格を有する資格審査結果通知書の写し
  - ③ 法人の登記記載事項全部証明書(申請日前3ヵ月以内に交付されたものの写し)
  - ④ 法人の定款の写し、パンフレット等(法人の概要が掲載されたもの)
  - ⑤ 業務受託実績表(別添の様式による)及び委託契約書の写し並びに重大な事故等の有無(有の場合には場所、内容などの詳細を添付のこと。)
  - ⑥ 納税義務証明書の写し(法人税・消費税及び地方消費税)
  - ⑦ 決算書類の写し(貸借対照表、損益計算書、その他法人の財務状況を明らかにすることができる資料)(直近前1年分)
  - ⑧ 保険料納付に係る申立書及びこれを証する次の書類  
ア. 直近2年間の社会保険料の納入確認書の原本又は領収書の写し若しくはこれに準ずる書類  
イ. 直近2年保険年度の労働保険料等加入・納入証明書又は労働保険料の写し及び当該申告書に対応する全ての領収書の写し若しくはこれらに準ずる書類
  - ⑨ 反社会的勢力排除に関する誓約書
- ※資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。また、一旦受理した書類は、差替え及び再提出を認めず返却もしない。なお、契約担当者は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

### 3 評価基準

実施要項に示す

#### 4 企画提案書等の提出場所等

- (1) 企画提案書等の提出場所、契約条項を示す場所、公募型企画競争実施要項等の交付場所及び問い合わせ先

〒062-8618 北海道札幌市豊平区中の島1条8丁目3番18

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院 経理課契約係

電話：011-831-5151

- (2) 公募型企画競争実施要項等の交付方法及び期間

(1)の交付場所において、令和5年11月17日(金)から令和5年12月16日(土)(平日の午前9時から午後5時)までに交付する。

- (3) 企画提案書等の受付期間、提出方法

(1)の交付場所において令和5年11月17日(金)から令和5年12月18日(月)(平日の午前9時から午後5時)までに受付する。

書留郵便による郵送の場合は、受付期間中(最終日である令和5年12月18日(月)は午後5時まで)に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。

- (4) プレゼンテーション審査の日時及び場所(予定) ※必要に応じて実施する。

令和5年12月21日(木) 午後15時30分

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院 3階会議室

- (5) 審査結果通知

令和5年12月22日(金)(予定)

全ての申請者に文書にて通知する。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 契約保証金 免除

- (3) 企画提案書等の無効

本公示に示した企画競争参加資格のない者が企画提案書等を提出、または虚偽の内容が記載された企画提案書等の提出した企画提案書等は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者及び契約価格の決定方法

落札決定は、企画提案書の内容を評価者の評価をもって第一交渉権者を決定し、契約内容を協議により決定する。ただし、協議が不調となった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と協議を行うことができる。

- (6) 詳細は公募型企画競争実施要項による。